



島根県報

令和2年2月25日（火）

第 8 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則	（環 境 政 策 課）	2
クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則	（薬 事 衛 生 課）	2

【告 示】

漁業災害補償法の規定による同意	（水 産 課）	3
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道 路 維 持 課）	3

【公 告】

臨港地区の区域の案の縦覧	（港 湾 空 港 課）	3
--------------	-------------	---

公布された条例等のあらまし

◇島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則（規則第6号）

- 1 規則の概要
道路運送車両法の一部を改正する法律の施行に伴う規定の整理
- 2 施行期日
令和2年4月1日から施行することとした。

◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則（規則第7号）

- 1 規則の概要
 - (1) クリーニング業法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う様式の整理（様式第7号関係）
 - (2) その他規定の整理
- 2 施行期日
令和2年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第6号

島根県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

島根県公害防止条例施行規則（昭和46年島根県規則第66号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「大型特殊自動車分解整備事業」を「大型特殊自動車特定整備事業」に、「自動車分解整備事業の」を「自動車特定整備事業の」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第7号

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

クリーニング業法施行細則（昭和46年島根県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「政令」という。」を削る。

様式第7号中「手札型とし、出願前6月以内に正面上半身を撮影したもの」を「出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦4.5センチメートル横3.5センチメートルのもので、その裏面には撮影年月日及び氏名を記載すること。」に改める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示**島根県告示第93号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

令和2年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 加入区の名称

美保関

2 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域

3 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄4に掲げる漁業の区分

島根県告示第94号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	区 間	上り線又は下り線の別	指 定年月日
県 道	斐川出雲大社線	出雲市大社町修理免字西原725番13地先から同町杵築南字川端1386番13地先まで	上り線	令和2年 2月25日
		出雲市大社町修理免字西原773番79地先から同町杵築南字川端1386番5地先まで	下り線	

公 告

港湾法（昭和25年法律第218号）第38条第1項の規定により臨港地区を定めようとするので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該臨港地区の区域の案を公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。

令和2年2月25日

島根県知事 丸 山 達 也

1 臨港地区の区域の案

港 湾 名	臨 港 地 区 の 区 域
来居港	隠岐郡知夫村字来居

2 臨港地区の区域の案の縦覧場所

島根県土木部港湾空港課及び隠岐支庁県土整備局島前事業部並びに知夫村役場